

## ◆ 集団指導・実地指導・監査について

### 集団指導・実地指導・監査は …

厚生労働省が定めた指針やガイドラインに基づいて組合が制定する

「大曲仙北広域市町村圏組合 指定地域密着型サービス事業者等指導要綱」

「大曲仙北広域市町村圏組合 指定地域密着型サービス事業者等監査要綱」

「大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者指導要綱」

「大曲仙北広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業者監査要綱」

に則って、介護（予防）給付対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として実施。

### ① 集団指導 … 年1～2回の実施

- ・指導対象となるサービス種別の事業所を招集し、制度改正内容や介護報酬請求内容等の説明及び注意喚起が必要な事例の紹介など、必要な指導内容を講習等の方法により実施。

### ② 実地指導 … 事業所指定有効期間内に数年に1回の実施

- ・各事業所に保険者職員が出向き、実地にて運営基準や報酬請求等の確認を面接形式により実施。

○ 実施日の1ヵ月前までに実施する旨を通知（事前に電話にて開催日を調整）

↓

○ 実施日の1週間前までに事前提出書類を提出（運営規程・加減算の算定状況等を提出）

↓

○ 当日、保険者職員が訪問し、書類確認・聞き取り実施（出勤簿・ケース記録等の書類準備）

↓

○ 約1週間後、指導の結果及び改善を要する事項を通知

↓

○ 通知後、原則30日以内に改善報告書を提出（改善の挙証資料の添付を求める場合あり）

- ・実地指導中に次のいずれかに該当する状況を確認した場合、実地指導を中止し直ちに監査を実施。

○ 著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合。

○ 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合。

### ③ 監査

- ・介護（予防）給付対象サービスについて、通報・苦情・相談や介護給付費適正化システムの分析から特異な傾向を示すケースなどの内容が、次に掲げる行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。
- ・監査対象となる事業者に対し、あらかじめ監査を実施する旨を通知するが、緊急に実施する必要があると判断した場合は監査当日に通知する場合もある。また、実地指導を中止して監査に切り替えた場合は通知は省略する。

#### [行政上の措置]

- **勧告** … 基準違反や不正請求の事実が確認された場合、期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告。  
⇒ 勧告を受けた事業者は、期限内に勧告事項について改善報告をしなければならない。
- **命令** … 正当な理由なく勧告に係る措置を採らなかった場合、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令し、その旨を公示。  
⇒ 命令を受けた事業者は、期限内に命令事項について改善報告をしなければならない。
- **効力の停止** … 基準違反や不正請求の内容が介護保険法に抵触する場合、期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力の停止。関係機関へ届出、報告をし、その旨を公示。
- **指定の取消** … 基準違反や不正請求の内容が介護保険法に抵触する場合、事業者の指定の取消。関係機関へ届出、報告をし、その旨を公示。

#### [経済上の措置]

- 上記行政上の措置を採った場合、不正利得の徴収として保険給付の全部又は一部を徴収。（返還金）
- 命令・効力の停止・指定の取消の措置を採った場合、原則として返還額の40%を徴収。（加算金）  
（返還金に伴い、介護サービス利用者の自己負担額に過払いが生じた場合、当該分を利用者に返還）